

2020年2月25日

逗子市

春季火災予防運動を実施します。

令和2年3月1日（日）から7日（土）までの一週間、全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止することを目的に実施するものです。

【主な広報活動】

- 1 3月1日10時から、市内一円に消防車両による一斉広報宣伝を実施します。
- 2 消防車に車両用マグネットシールを掲示し、巡回広報を実施して火災予防思想の高揚を図ります。
- 3 市内主要箇所に火災予防立て看板を掲出し、署所に火災予防立て看板及び防火ポスターを掲出して火災予防思想の高揚を図ります。
- 4 危険物運搬車両の検査を実施し、火災予防思想の高揚と運搬中における災害の未然防止及び安全確保を図ります。
- 5 車両火災の予防と安全な輸送を確保することを目的とした査察を実施し、車両交通関係者の火災予防思想の高揚を図るとともに、利用者の安全確保を図ります。

本件に関するお問い合わせ先：
消防本部消防予防課 山田・鈴木
電話：046-871-4326